

青森県立あすなろ療育福祉センター 地域連携推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 青森県立あすなろ療育福祉センター（以下「センター」という。）の入所者が地域でその人らしく安心して暮らすことができるよう、入所者と地域の関係性を構築し、事業運営の透明性を高め、入所者の権利を擁護し、介護サービスの質の確保を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第24条の2第2項の規定に基づき、地域連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の役割)

第2条 推進会議は、次の活動を行うものとする。

- (1) センター入所者と地域との関係づくりに関すること。
- (2) 地域の人へのセンターやセンター入所者の理解促進に関すること。
- (3) センターが提供するサービスの透明性及び質の確保に関すること。
- (4) センター入所者の権利擁護に関すること。
- (5) センター入所者やセンター職員の状況等を把握するためのセンターの施設の見学に関すること。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、次の委員によって構成する。

- (1) 入所者の代表
- (2) 入所者家族の代表（ただし上記（1）の入所者の家族を除く。）
- (3) 地域の関係者
- (4) 福祉に関する有識者
- (5) 青森市障がい福祉課職員
- (6) センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員就任時の職を離れたときは委員の職を失うものとする。

2 第1項の規定に基づき離任した委員の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催等)

第5条 推進会議は、毎年度1回以上開催する。

2 センター所長は、推進会議を招集するとともに会議の進行を行う。

3 委員は、会議開催時のほか、委員の希望に応じてセンターの施設を見学できるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 推進会議において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。

2 推進会議において使用した個人情報が記載された資料は、会議及び見学後に回収する。

(記録)

第7条 センターは、推進会議の議事録を作成し、センターホームページ等により公表する。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、センター生活支援部生活支援課に置く。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。